

防装庁（事）第247号
28. 6. 3
一部改正 防装庁（事）第413号
30. 12. 6

防衛大学校長
防衛装備庁長官 殿

事務次官
(公印省略)

防衛大学校・防衛装備庁連絡会議の設置について（通達）

標記について、別紙のとおり定められたので通達する。
なお、技術研究本部・防衛大学校連絡会議の設置等について（防装開第5125号
。62. 10. 2）は廃止する。

添付書類：別紙

防衛大学校・防衛装備庁連絡会議設置要綱

(設置)

第1 防衛大学校における学術の研究及び防衛装備庁における装備品等の研究開発に共通する検討課題及び技術的課題について、両機関が連携して取り組み、防衛省における科学技術に関する研究を推進するため、防衛大学校・防衛装備庁連絡会議（以下「会議」という。）を置く。

(構成)

第2 会議の構成は、次のとおりとする。

- (1) 議長 防衛大学校長
防衛装備庁長官
- (2) 委員 防衛大学校副校長（教育担当）
防衛大学校先端学術推進機構長
防衛装備庁防衛技監
防衛装備庁技術戦略部長

2 両議長は、会議における検討のため必要があると認めるときは、前項第2号に掲げる者以外の者を会議に参加させ、意見を述べさせることができる。

(運営)

第3 両議長は、会議を招集し、会務を総理する。

(作業部会)

第4 会議における検討に必要な調整作業を行うため、会議に作業部会を置く。

2 作業部会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 作業部会長 防衛大学校先端学術推進機構長
防衛装備庁技術戦略部長
- (2) 作業部会員 防衛大学校先端学術推進機構先端学術推進機構事務室長
防衛装備庁技術戦略部技術戦略課長

3 両作業部会長は、作業部会における調整作業を行うため必要があると認めるときは、前項第2号に掲げる者以外の者を作業部会に参加させ、意見を述べさせることができる。

(庶務)

第5 会議及び作業部会の庶務は、防衛大学校先端学術推進機構先端学術推進機構事務室及び防衛装備庁技術戦略部技術戦略課において処理する。

(委任規定)

第6 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は両議長が、作業部会の運営に関し必要な事項は両作業部会長が協議してそれぞれ定める。